

水道料金、農業集落排水使用料に関するお知らせ 12月から翌年4月はメーター検針を一時休止します

積雪によりメーター検針が困難になるため、12月から翌年4月までの間は、検針を一時休止します。この期間の水道料金および農業集落排水使用料(一部下水道使用料)は、過去3カ月の平均の料金を推定料金として請求させていた

だき、5月請求の際に精算しますのでご了承ください。

なお、推定料金については12月上旬に対象者へハガキでお知らせします。また、推定料金を変更したい場合は町建設課までご連絡ください。

水道管の凍結にご注意ください!

■水道の凍結事故にご注意ください

例年、12月から翌年2月にかけて水道管の凍結事故が多発します。水道管が凍結すると水が使えなくなるだけでなく、修理に多額の費用が掛かることとなります。

■水抜き栓の開閉は確実にしましょう

凍結防止には「水抜き栓による水道管の水抜き」が効果的ですが、開け閉めはしっかりと止まるまで行ってください。不完全だと地下部分から漏水し水道料金が増える原因となります。この場合は漏水減免の対象になりませんのでご注意ください。

■万が一、凍結・破裂したときは…

水道管の凍結、破裂による漏水の場合は、すぐに町指定水道工事店へご相談ください。

こんな
ことに
注意を

- ・氷止めはしっかりと!
- ・雪消しのためチョロチョロと水を出していると、水道料金が高くなります。
- ・空き家や、冬期間使用しない会館などは休止届をおすすめします。

問●町建設課 上下水道班 ☎0187 (84) 4910

あなたの人生のなかで、マイナンバーの提供が必要となるときって、意外とたくさんあるんです!

あなたの人生とともに歩む「マイナンバー(個人番号)」

※マイナンバーを提供する際は、**本人確認書類**をご用意ください。



出生 進学 就職 結婚 出産 育児 マイホーム 定年退職/再就職 年金受取開始 介護 死亡・相続

本人確認書類の例

(例1)マイナンバーカード(番号確認と身元確認)

(例2)通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険証など(身元確認)

※顔写真のない身元確認書類の場合は、2種類以上必要です。

マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲に限定されています。マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

問●町総務課 総務班 ☎0187 (84) 1111

12月28日(金)は町県民税・国民健康保険税、 1月4日(金)は後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	12月28日(金)		
国民健康保険税(普通徴収)	6期	12月28日(金)	5期	11月30日(金)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	1月4日(金)	5期	11月30日(金)
固定資産税			4期	11月30日(金)

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料
⑤住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料
⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

口座振替 のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行
- 秋田銀行
- 羽後信用金庫
- 秋田おぼこ農協
- 秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している
印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

申告相談に関するお知らせ

■電子申告を行います

昨年分と同様に、申告の内容を電子データで税務署に提出します。個人で[e-Tax]を利用したことがある方、昨年分の申告を、町を通じて電子申告した方については、1月に税務署から利用者識別番号の記載されたハガキが届きますので忘れずにご持参ください。

■必要書類の整備をお願いします

自営業・農業を営んでいる方や不動産収入のある方は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する「収支計算」により申告することになります。「収支計算」では、収入金額や必要経費が分かる書類(出荷証明書や領収書など)に基づいて所得金額を計算することになりますので、お早めに書類の整備と記帳をお願いします。

農業所得の収支計算に利用できる農業用収支計算ノートは、町ホームページからもダウンロードできます。

■医療費控除の適用を受ける時は「明細書」の添付が必要となりました

平成29年分以降の確定申告から、領収書の添付(提示)の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました(領収書は自宅で5年間保存しなければなりません)。

医療費控除の適用を受ける場合は、「医療を受けた人」「医療機関(薬局)」ごとに支払った医療費を事前に集計したうえでご来場ください。

■マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

- ・マイナンバーの記載は、申告者本人だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の分も必要になります。
- ・マイナンバーの提供を受けるときは、「なりすまし」を防ぐため、本人確認が義務付けられています。①マイナンバーカード(個人番号カード)、もしくは、②通知カード(番号確認)および運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

町で行う申告相談の日程は、「広報美郷平成31年1月号」でお知らせします。

個人でe-Taxを利用される方へ

平成31年1月からのe-Tax利用手続きが便利になります

ご自宅などからe-Taxを利用して確定申告するためには、マイナンバーカードおよびICカードリーダライタを準備する必要がありました。平成31年1月からはマイナンバーカード等をお持ちでない方であっても、専用のIDとパスワードを利用することで、ご自宅のパソコンからe-Taxによる送信ができるようになります。また、専用のIDとパスワードをお持ちの方は、スマートフォンからもe-Tax送信ができるように

なります。専用のID・パスワードは、事前に税務署職員と対面による本人確認を行ったうえで発行しています。新たに発行を希望される方は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署の総合窓口へお越しください。

【e-Taxに関するお問い合わせ】
大曲税務署個人課税部門 ☎0187(62)2191